

告 示

埼玉県告示第百七十一号

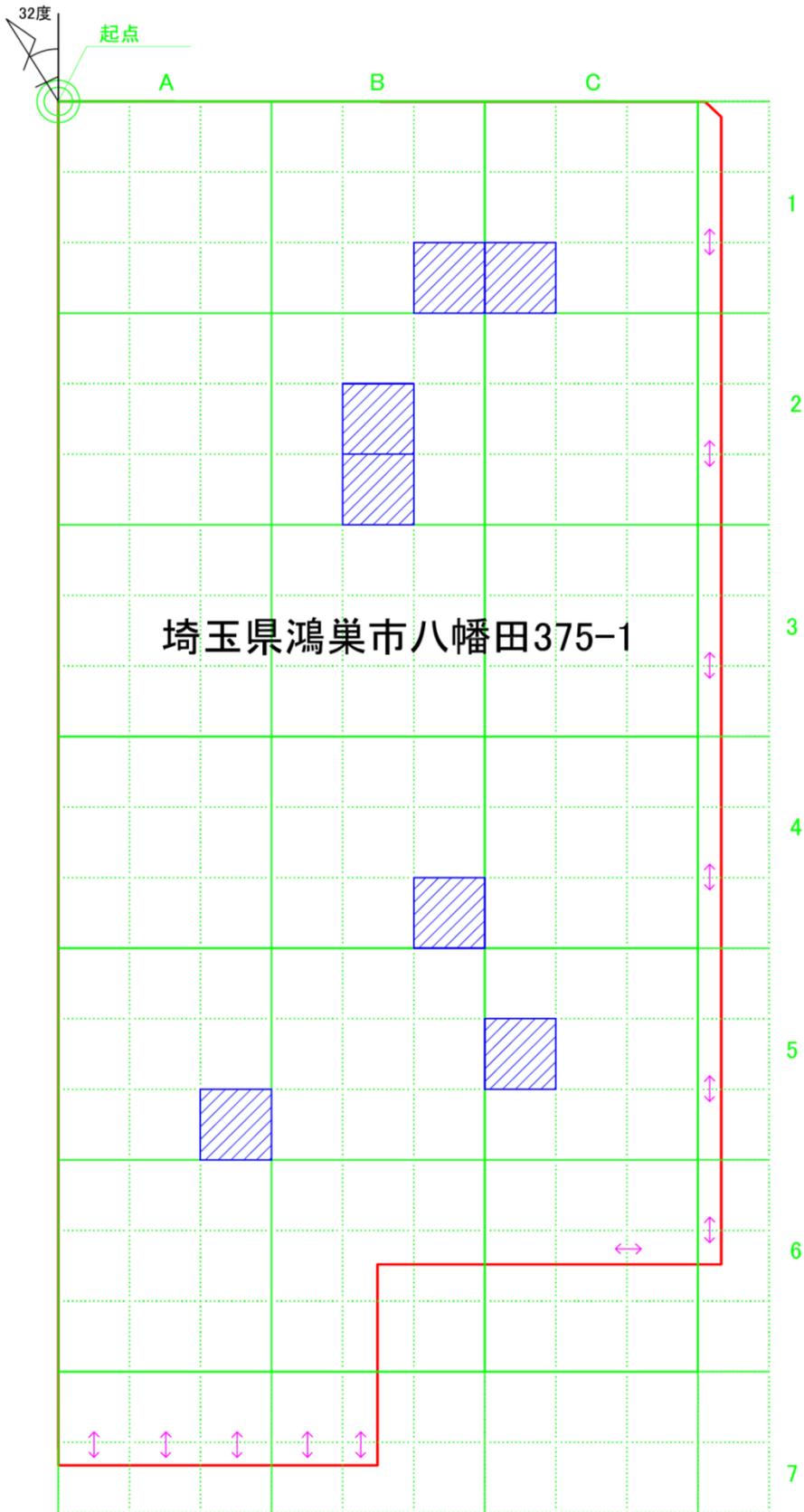
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千三百十九号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
- 別図のとおり（埼玉県鴻巣市八幡田字入会三百七十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ベンゼン
- 三 講じられた指示措置等
原位置での浄化による除去

別 図



- 敷地境界線
- 10m格子
- ↕ 区画の統合
- 30m格子

A1-1

	2	3
1	4	5
	6	7

要措置区域の指定を解除する区画